

回答書

財管第2091号
平成28年8月4日

入札参加者各位

山梨県総務部財産管理課長

「山梨県本庁舎ほか3件の電気調達（平成28年7月14日公告）に係る質問について、次のとおり回答いたします。

なお、複数社からいただきました質問事項はまとめさせていただきました。

- | | |
|-----|--|
| 質問1 | 現在の供給者を仕様書の施設別に教えていただけますか。 |
| (答) | 別添「契約種別等一覧（仕様書別紙1への追加記載）」のとおりです。 |
| 質問2 | 旧一般電気事業者からの供給時の契約種別を教えてください。 |
| (答) | 別添「契約種別等一覧（仕様書別紙1への追加記載）」のとおりです。 |
| 質問3 | 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。ある場合、旧一般電気事業者に新電力へ切替ができることを確認していますか。 |
| (答) | 20施設が新たに切り替えとなります。旧一般電気事業者には確認のうえ、切り替えとなる場合には期間的な問題を含めて配慮をお願いしています。 |
| 質問4 | 予備電力の契約がある施設はありますか。契約がある場合、「予備線」、「予備電源」のどちらでしょうか。 |
| (答) | 本庁舎に予備線による予備電力の契約があります。予備線（契約電力2,400kW、供給電圧20,000V）を含めて、入札額の算定をお願いします。 |
| 質問5 | 入札書の日付の指定はありますか。 |
| (答) | ありません。 |
| 質問6 | 仕様書、2（11）その他に、力率割引または割増は考慮しないと記載があるため、力率は85%（割引なし）で算定してよろしいでしょうか。 |
| (答) | 仕様書2（11）のとおり、力率割引または割増は考慮しないでください。 |
| 質問7 | 入札金額を算定するにあたり、力率は考慮しないということよろしいでしょうか。 |
| (答) | 仕様書2（11）のとおり、力率は考慮しないでください。 |
| 質問8 | 契約期間が24ヶ月ですが、入札金額算定も24ヶ月間分でしょうか。 |
| (答) | 予算説明書9（3）のとおり、2カ年分となります。 |
| 質問9 | 入札金額の算定にあたり、計算内訳書で使用する単価（基本料金単価と従量料金単価）は、税込、税抜のどちらでしょうか。 |
| (答) | 契約単価は消費税額を含むいわゆる税込単価としますので、計算内訳書は税込単価で施設ごとに算定をお願いします。 |

質問 10 入札金額は、税込単価で算定し、見積もり（算定）した総価から 108 分の 100 に相当する金額を入札金額として応札することによろしいでしょうか。

（答） そのとおりです。

質問 11 計算内訳書作成について、施設ごとの単価などがわかれば施設一覧の内訳書でよろしいでしょうか。

（答） 入札説明書 9（3）のとおり、入札金額の根拠となる単価等がわかる施設ごとの計算内訳書の作成をお願いします。一覧でも差し支えありません。

質問 12 以下の端数処理について、指定があれば教えてください。（切捨て、切上げ、四捨五入、小数点第 位まで記入等）

基本料金と従量料金の端数処理

月合計の端数処理

総価の端数処理

税抜金額（税込で計算した金額を税抜にする時）の端数処理

（答） については、1円未満について、切り捨ててください。

については、入札手続き上、税抜金額を記載（提示）いただくのは、入札書（様式 6）に金額を記載いただく時のみです。入札説明書 9（4）のとおり端数処理（1円未満の端数金額を切り捨て）をお願いします。

質問 13 入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法について教えてください（小数点第 位までを 切捨て or 切上げ or 四捨五入）

基本料金

電力量料金

月毎の金額

税込で計算した金額を税抜きにする時

（答） については、指定はありません。

については、入札手続き上、税抜金額を記載（提示）いただくのは、入札書（様式 6）に金額を記載いただく時のみです。入札説明書 9（4）のとおり端数処理（1円未満の端数金額を切り捨て）をお願いします。

質問 14 仕様書別紙 2 の中北建設事務所の平成 27 年度使用実績は「221,989kwh」なので、2カ年分の使用量は「443,978kwh」として積算してよろしいでしょうか。

（答） そのとおりです。

質問 15 入札金額内訳書を提出する際、基本料金と電力料金の欄の他に別途割引料金を適用して、電力料金を算定したいと考えています。入札金額内訳書に割引額の欄を別途追加して提出してもよろしいでしょうか。

また、弊社が落札した場合、契約書上も基本料金、電力料金とは別に割引単価を設定することは可能でしょうか。

（答） 割引額の欄を追加することは、差し支えありません。

また、契約書上も入札時と同一の考え方であれば、差し支えありません。なお、割引単価を基本とする場合、入札時の計算内訳書へも割引単価が分かるように記載をお願いします。

質問 16 入札は社長名で行い、弊社が落札した場合は契約締結等については、落札後に委任状を提出した上で代理人が行うことでよいでしょうか。可能な場合、委任状は任意様式でもよろしいでしょうか。

また、入札書は事前に郵送して、開札時立会いを希望しますが、その場合の委任状の記載方法をご教示いただけないでしょうか。

(答) 差し支えありません。

なお、開札時立会の委任状は、入札説明書 8 (4) のとおり様式 7 となります。

質問 17 施設別、各月ごとの予定使用電力量をいただけますか。(年間予定使用量のみでは積算できないため)

(答) 各仕様書の別紙 2 のとおりです。

質問 18 複数施設がある場合、予定使用量電力量のエクセルデータをいただけますか。

(答) 提供します。

質問 19 融雪用電力契約はありますか。

(答) ありません。

質問 20 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。

(答) 事前調査で電力の使用状況に大きな変更のない施設を今回の対象施設としていますので、現段階ではありません。

質問 21 契約電力が、現在と今回(今回の供給開始時)で変更になる施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。(供給開始申込時に、変更理由等をご確認させていただきます)

契約電力の変更とは、500 kWh 以上で契約電力を増減する場合、又は増減した結果 500kWh を上回る(下回る)場合です。

(答) 現在と今回の供給開始時で、契約電力が変更となる可能性のある施設は、「山梨県北巨摩合同庁舎ほか 6 1 施設の電力調達に係る仕様書」2 (2) アに記載のあけぼの医療福祉センターのみです。(仕様書別紙 1 中の番号 1 5 の施設です。)

質問 22 蓄熱割引等の付帯契約がありましたら、年間割引額等を教えてください。なお、弊社供給の場合、一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができませんが了承いただけますか。

(答) 割引対象電力使用量は仕様書別紙 3 のとおりです。割引係数、割引単価は現契約約款で守秘事項とされているため提示できませんが、使用実績(予定使用量)から推計のうえ御検討いただきたいと思います。

なお、旧一般電気事業者と同等の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができないことについては、差し支えありません。

質問 23 「自家発補給電力」の契約がある場合は、以下の内容を教えてください。

- ・契約電力(kW)
- ・使用月、未使用月とその使用電力量(kWh)

(答) 「自家発補強電力」の契約はありません。

質問 24 郵送について、入札単位ごとに作成し、4 案件をひとつの封筒に入れて郵送してもよろしいですか。

(答) 入札単位ごとに必要書類を入れた封筒を作成し、それらを別の一つの封筒に入れて郵送していただいても、差し支えありません。

質問 25 入札を辞退する場合、辞退届等の提出は必要でしょうか。また、指定様式はありますか。

(答) その場合には御連絡(様式自由)をいただきたいと思います。

質問 26 弊社が落札した場合、契約書は現在締結中の弊社書式にて締結させていただくことは可能でしょうか。

弊社様式が困難な場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目の事項に関しては弊社の電気受給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。

(答) 契約書(案)第 1 3 条のとおりです。個々の内容は協議させていただきます。

質問 27 契約書締結時、契約書内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。

(答) 契約書(案)第 1 3 条のとおりです。個々の内容は協議させていただきます。

質問 28 契約途中で消費税が増税となった場合、増税を加味した変更契約の締結について協議に応じていただくことは可能でしょうか。

(答) そのように想定しています。

質問 29 旧一般電気事業者が値上げした場合、契約単価見直しについて協議に応じていただくことは可能でしょうか。

(答) 今回の入札は 2 カ年間で契約期間としており、その間の料金改定はありません。

質問 30 地域の一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますか。

(答) 仕様書 2 (9) のとおりです。

質問 31 契約電力が 500kW 以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載の値のとおり運用でよろしいでしょうか

(答) 「山梨県北巨摩郡合同庁舎ほか 6 1 施設の電気調達に係る仕様書」 2 (2) アのとおりです。

質問 32 契約電力が 500kW 未満の施設において、各月の契約電力は「その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用でよろしいでしょうか。

(答) 仕様書 2 (2) アのとおりです。差し支えありません。

質問 33 本日現在、契約電力 500kW 以上の施設において、今回の入札期間から、現在の契約電

力から増加・減少する施設はありますか。ある場合、落札後、別途、書面にて申込を頂かないと対応できませんのでご容赦ください。

(答) 変更する施設はない予定です。

質問 34 1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありますか。

その場合、一般電気事業者同様、毎月の請求時における契約電力の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。

「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」

(答) ありません。

質問 35 請求書を郵送ではなく、WEBからダウンロード(郵送の請求書と同じ書面・印有)にさせていただくことは可能でしょうか。

(答) 郵送での対応をお願いします。

質問 36 請求時の電力料金の計算方法は、基本料金、電力料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。

(答) 各料金単価を基に積算した金額以上の請求とならなければ、差し支えありません。

質問 37 検診日は請求期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませか。

(例3/1~3/31までの請求書は4/1 0:00検針)

(答) 原則として、契約会社の約款等に従うこととします。

質問 38 (計量日)条文を以下に変更または追加して頂くことは可能でしょうか。又はその協議に応じて頂くことは可能でしょうか。

『計量日は毎月1日午前0:00に行う。』

(答) 契約書(案)第13条のとおりです。個々の内容は協議させていただきます。

質問 39 (権利義務の譲渡)条文を以下に変更または追加して頂くか、又はその協議に応じて頂くことは可能でしょうか。

『ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用封建法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』

また、変更・追加不可の場合に覚書・協議書等での対応は可能でしょうか。

(答) 契約書(案)第13条のとおりです。個々の内容は協議させていただきます。

質問 40 太陽光発電等による余剰電力の売電契約を締結している施設があればご教示ください。また、弊社が落札した場合、余剰売却契約の計量日を主契約(今回の入札対象の契約)の計量日にあわせて変更させていただいてもよろしいでしょうか。

(答) 売電契約を締結している施設は、「山梨県立北杜高等学校ほか40施設の電力調達に係る仕様書」中のかえで支援学校と専門学校農業大学校です。(仕様書別紙1中の番号37及び41の施設です。)

余剰売却契約の計量日については、別途、協議させていただきます。